

ローエイシア ニューズレター

No.33 (2016年1月)

日本ローエイシア友好協会

第28回ローエイシア・シドニー大会に参加して



日本ローエイシア友好協会会長
原田 明 夫

ローエイシア第28回シドニー大会は、2015年11月6日（金）から9日（月）までの間、オーストラリアの美しい港湾都市シドニー市のヒルトン・ホテル・シドニーを会場にして開催された。今大会は日本の鈴木五十三弁護士がローエイシア会長を務める最後の大会で、また、2017年には東京での大会を招聘する機運もあり、日弁連の村越進会長が出席されたほか、スピーカー9名を含めて合計36名の出席者があり、若手の裁判官や弁護士の参加も得られて、分科会や各種の食事の機会に、各国からの参加者と積極的な交流に活躍していただいた。

今回の大会のテーマは、「アジア・太平洋の国境や地域を超える法とその実務の諸問題」とされ、様々な観点から全体会議や分科会が企画されたが、経済関係やビジネスを支える観点からの問題の他、時代の変化に伴う文化や宗教間の対立など様々な傾向への対応策が取り上げられた。

私は、前日の歓迎レセプションから最終日の前日まで出席する機会を得て、地域間格差や女性・子供の人権に関わる重大問題が引き続き論議される中で、改めてローエイシアに繋がる法律実務家として何が出来るかを考えさせられた。

二日目冒頭の全体会議で、オーストラリアの中心ニューサウスウェールズ州の元検事総長を務めた後、国際検察官協会の元会長もされたニコラス・カウデリー教授の「テロリズムへの法的対応の問題点」と題する講演の司会を務めさせていただいた。同氏は、

オーストラリアの「法の支配研究所」の理事をされている著名な学者であるが、世界各地でテロ行為が問題となっている中で、テロ行為に対する対応についても、様々な人間社会の価値観の衝突が考えられるところ、刑事司法の実現と犯罪行為としてのテロ行為の関係でも、多様な価値間のバランスを失ってはならないという観点から、問題提起を試みた。オーストラリアでもテロ対策立法が行われ、定義が必ずしも明確ではないテロ対策の名目で、構成要件や罰則の強化、捜査手段の拡大等が行われたが、実際の事件では、法の支配・公正原則に照らして容易には納得できない事例も生じていることを紹介し、常に個人の人権と社会的価値の伝統を考えたソフトパワーの活用必要性を訴えた。誠に困難ではあるが忘れてはならない視点だと感じた。

会議の内容ではないが、この会議にはローエイシア加盟団体である中国法学会の参加者があり、「中国の法的外交の理念と実践」と題する文書が配布され、その最後のまとめに、「中国は、公正で合理的な国際社会の秩序と制度を法的に支持し保障すること、また共に繁栄を目指して調和のとれた世界を築くことによって、法の支配原則の下で平和的に発展し、長年の夢を実現することを目標にしている。」との記載を読んで、2017年の東京大会を含めて、今後のローエイシアへの中国の関与の在り方に十分配慮することの大切さを痛感した。

変化する弁護士実務 ～2017年東京大会を展望して～



前ローエイシア会長
鈴木 五十三

大きな変化

ローエイシアのカバーする地域は、アジア太平洋地域である。この地域の法律家にとって、大きな変化が急速度で進行している。「法の支配」の意義を巡っては、香港、マレーシア、インドネシアの弁護士会で論争があった。法の支配とは、それが、マグナカルタに発し、王権ですら人民と同様の法に服することを意味するとする立場と、法とは個人の行動を規律し個人はこれを遵守しなければならないとする意味でこれを使う立場とがある。このような、立場の違いは、この地域の政府・行政と弁護士・司法との関係の現状と将来の在り方を反映し、「法の支配」の意義付けも、刻々と変化している。ローエイシアのメンバー団体においても、一義的な意味づけで合意できているとはいえ、法の支配の観念を巡る共通の理解に到達するための途上にあるが、そのプロセスの進展は、急速である。弁護士会の独立を巡っても、法律家の独立に関する国連の原則は、ほぼ、各国で共通に受け入れられているといえるが、弁護士会の誕生と発展は、その国、法域に応じて様々な段階にある。ローエイシアの活動においても、メンバーではないが、接触のある弁護士会の所属国は、北朝鮮、ミャンマー、モルジブ、ブータン、ウズベキスタン、モンゴル、パプアニューギニア、ドバイ、ロシア、など東アジア、東南アジア、南アジア、中央アジア、西アジアにおよぶ。これらにおいては、

弁護士会の誕生を準備している地域（ブータン、ミャンマー）から存在を認知されたが活動はこれからの地域（北朝鮮）など、弁護士、弁護士会の地位と活動も多様であるが、ベトナム、カンボジアなどでの弁護士会の急速な組織化に照らすと、数年の後には、弁護士団体の成立が実現すると予測される。

これに対し、日々の問題に関して生起するビジネスや人権の領域での法実務も、急速に、そして広汎に変化・発展している。法に関する情報の入手は、デジタル技術の発達に伴ってかつてとは比較にならないほど迅速で容易になった。依頼者との打ち合わせのための顔合わせは、助言のための不可欠な機会ではなくなった。多くの法的業務は規格化と平準化を求められ、その提供には、職人的法的技術や経験を要しないものとなり、依頼者が対価を支払っても求める法的助言には高度の専門性が必須になった。紛争解決手段としての、ADRへのシフト、新技術による紛争解決手続き、オンラインやヴァーチャルフォーラム（遠隔地間手続）は、時々刻々の発展がみられている。また、手続きだけでなく、実体規範においても、各法域の法制度・法文化の違いを調和させるための法律家の共同作業が急速にすすめられつつある（アジアビジネス法のコンバージョンを標ぼうする動きなど）。

そして、これらの変化は、劇的ではあるが、一世代の間に起こりうる急速なものである。2003年大会の主役を担った多くの会員が実務を開始した頃は、

国内実務を中心としていて、弁護士実務も個々の弁護士の知見と経験に依拠したソロプラクティスが中心であった。これらのシーンは、すべて、変化した。グローバル化と情報伝達技術の発達を背景に、今、私たちは、これらの変化に対応した法的解決の提供を求められている。

変化の分野

これらの変化の分野は、シドニー大会を含む近時のローエイシアの年次大会あるいは、ニッチカンファレンスで繰り返し取り上げられるテーマでもある。例えば、越境破綻処理があげられる。現在、企業は、複数の法域に存在し活動している。越境破綻の発生は、複数の法域での複数の破綻処理手続の競合と、整合しない処理、各地資産からの回収合戦などを招来することはリーマン破綻での現実が物語っているが、今後アジア地域内で生じうる破綻処理の整合的解決と工夫が一層求められることになる（シドニー大会では高木新二郎先生がスピーチされた）。越境家族関係もまた、喫緊の対応が求められる分野である。通信と人の往来の発展は、家族構成と居住地においても国境を越えるものとなった。宗教、文化、そして法制度の違いを背景に、越境家族関係の解決に向けてのさまざまな取り組みが求められる。特に、子の福祉の実現における、越境的法律関係とその解決のための手続きは、発達した情報伝達手段や、各国法制へのアクセスの確保を勘案してイノバティブな対応が期待される。子を巡っては、子の人身売買や、幼児労働など、子の人権の見地からも重要とされている。さらに、難民、外国人労働者の在留環境などとも交錯しているが、いずれの問題も、越境問題という側面について、受け入れ国だけでなく送り国弁護士との相互連携による解決が提唱され有効と考えられる。人権とビジネスの分野においては、企業活動の越境化と平仄を合わせた人権の越境的保障が、現代的課題である。古くはボパール、最近では、バングラデシュなどでの外国企業の活動に伴う現地労働者、住民の被災の救済などの事後的解決から、事故予防のための労働環境や住民環境の保護、ある

いは広く現地での人権侵害、環境被害に対する企業本国での救済ないし保護などが課題とされる。投資条約仲裁においても、投資協定の適用において、人権の要素を考慮し投資保護の在り方を構想しようとの姿勢もみられる。さらに、刑事司法では、越境汚職防止を、投資受け入れ国の投資環境整備の一つとして考慮する立場からも、その実情の認識とあるべき規制が論じられている。情報に基礎をおき新規性に動機づけられたグローバルエコノミーという観点からは、知的財産権が経済成長の重要なドライバーであると位置付けられる。

こうした中で、弁護士のプラクティスは、裁判所の在り方とも切り離すことはできない状況にある。昨年には、シンガポールでシンガポール国際商事裁判所が発足し、12人の外国人判事を任命して稼働を開始し、国際商事紛争のフォーラムとして、仲裁手続と相補的な役割を担うことを目指すとしている。これに対し、投資仲裁の場面では、EUでは、現存の投資条約仲裁手続に代えて、投資条約紛争を扱う投資紛争裁判所の設立を提案し、EU米間の自由貿易投資協定の交渉主題とすることになった。これらは、いずれも、日本の裁判官、弁護士の関与が、仲裁手続だけでなく裁判手続においても求められる場面が訪れていることを示している。

2017年ローエイシア東京大会

このような弁護士・法律家を取り巻く環境、法実務における根本的変動は、否応なく生じている。経済の急成長、自由貿易・投資の自由化、そして情報伝達技術の劇的な進化は、弁護士を含むあらゆる専門職の職務に影響を与えずにはいない。これらの変化に抗い現状の維持を目指のではなく、私たちは、この変化を受けとめ、私たちのあるべき弁護士像を実現するため、私たち自身の活動の場を打ち建て創造することが求められている。2017年ローエイシア東京大会は、私たちのこうした努力を表現し共有し、次に発展させていくための貴重なフォーラムと機会を提供するものになることを目指したいと思っています。

40年前のローエイシア大会



日本ローエイシア友好協会副会長
元ローエイシア会長

小杉 丈夫

内藤頼博裁判官（後に名古屋高裁長官，学習院院長）の要請をうけて，1977年ソウルで開催された第5回ローエイシア大会に参加した。私にとって初めてのローエイシアだった。

当時，ローエイシア大会は2年に一度開かれていた。1975年の第4回大会は鈴木竹雄東京大学名誉教授が日本ローエイシア協会会長として，初めての東京大会を招致されたのだった。東京大会の時期，私はアメリカ留学中で参加の機会がなかった。

ソウル大会に参加したのは，^{きっかわ}吉川大二郎，河村貢，興石睦，本林徹氏など弁護士の間々，矢沢淳一（東京大学），澤木敬郎（立教大学），澤田壽夫（上智大学）氏ら学者の方々，元公正取引委員会委員 有賀美智子氏らなどであった。私にとっても，韓国は初めての訪問だった。

金浦空港からバスで，漢江を見ながらソウル市内に向ったが，当時の市内には，まだ伝統的な瓦葺の家屋が残り，商店の看板には，漢字もそこここに見られて，現在のビル街，ハングル一色の世界とは趣を異にしていた。当時の韓国の経済力は，まだ，日本とは相当な差があるように感じられた。空港での両替で韓国ウォンの大きな札束を受け取って金持ちの気分になった。物価も日本の感覚からはかなり安

く，その札束は，帰国まで仲々小さくならなかった。

大会会場は，市中心部の朝鮮ホテルと隣接する2つのホテルに分散して行われたと記憶する。当時韓国は，現在の朴槿恵（パク クネ）大統領の父親，朴正熙（パク チョンヒ）大統領の軍事政権下にあった。灯火管制が敷かれていて，夜は10時以降外出禁止，外灯・ネオンはすべて消されて外は真っ暗だった。私は，おとなしくホテルの部屋に居たが，参加者の中には，この機会にとばかり，キーセンパーティに繰り出し，そのまま外出禁止令を口実にホテルに戻らず，明け方朝帰りする豪の者もいた。舗装道路には，歩道橋が全く見られなかったが，戦時には，道路が戦闘機発着の滑走路に変身するからだと言明された。

このような軍事政権下で，厳しい人権統制，経済統制を目のあたりにしたが，多くの韓国人法律家から，北朝鮮からの攻撃の脅威は切迫したものであり，統制は已むを得ないと真顔で説明された。必ずしも納得したわけではなかったが，韓国人の愛国心の強さには感じ入った。

開会式には朴大統領の出席が予定されていたが，最終的に欠席だったと記憶する。欠席のローエイシア会長の鈴木竹雄先生に代って，吉川大二郎弁護士

がスピーチをされたが、ドイツ語には動じない吉川先生が、大汗をかきかき英語で話された。もう一人、澤田先生がスピーチをされたが、これは、冒頭部分を韓国語で話された。まだ、韓国社会の反日感情が生々しい中、日本人が韓国語を話すと思っていなかった会場の韓国人参加者から、大きな拍手が沸き起った。

次の第6回ローエイシア大会は、スリランカの正理事Harry Jayawardine (後に、ローエイシア会長)が招致して、1979年にコロンボで開催されることに決った。

私は、外国判決の執行のセッションに、澤木敬郎、澤田壽夫両教授と出席してスピーチを務めたが、大陸法(日本、韓国)とコモンロー国(オーストラリア、マレーシア、シンガポール等)との違いをあらためて認識させられた。

韓国の組織委員会は、Yang, Joon Mo弁護士(大会最終日をもって、ローエイシア会長に就任)が委員長をされた。立派な人だった。その下で大会成功のために働いていた若い韓国の法律家達が大変有能で、強い印象を受けた。私と同年代のソウル国立大学のSong, San Hyun助教授(後に教授、国際刑事裁判所(ICC)所長)、経済企画院の官僚Kim, Chan Jin氏(後に弁護士)、Lee, Tae Hee氏(Lee&Ko法律事務所の創始弁護士)などとは、その時初めて顔を合わせ、以後、長らく親しいつき合いをすることになった。ソウル大会の準備中に、組織委員会の韓国人女性と結婚したオーストラリア出身の事務局長David GeddesがMr. Lawasiaと呼ばれ、持てはやされていた。

一夜、澤木先生と共に、韓国大法院調査官の崔公雄裁判官(後に、知財法院院長、国際私法学会会長)の自宅に夕食に招かれたが、書棚は法律学全集、我妻栄著民法講義など、日本の書籍で一杯で、韓国法律家の勤勉さ、早く日本に追いつき追い越そうとい

う意識の高さを強く感じた。

大会の合間に、2つのツアーに参加した。一つのツアーでは、38度線の国境地帯の、朝鮮戦争戦死者慰霊碑に立ち寄った。10人ほどのタイ弁護士のグループがバスから降りて、一列に整列して、慰霊碑に敬礼した。聞けば、朝鮮戦争に国連軍として参加したタイ兵が多く犠牲になったという。朝鮮戦争は、韓国・アメリカと北朝鮮・中国の間の戦争だとばかり思っていたので、不意をつかれた思いだった。

もう一つは、特別の企画で、北朝鮮が韓国攻撃のために掘り進んできて露見し、放置した(と韓国が宣伝している)非武装地帯(DMG)地下トンネルにもぐった。掘り跡を見れば、北朝鮮側から掘ってきたことが明瞭だと説明された。私は矢沢先生、澤田先生、有賀先生らと、鉄カブトをかぶり、軍隊の迷彩服を着てトンネルに潜入した。トンネルといっても、土を掘ったものでなく、固い岩盤を掘り進んで来たもので、北朝鮮と対峙をしている韓国の厳しい状況を実体験した。

このソウル大会に参加したのがきっかけで、次の1979年のコロンボ大会から、澤田先生に代って、私が代行理事として、正理事の坂本吉勝弁護士と共にローエイシア理事会に出席することになった。以来、20年間理事を務めて、1997年にはローエイシア会長に就任、会長として1999年ソウル大会を主宰、2003年東京大会執行委員長を務めるなど、長年にわたり、ローエイシアの活動に関与することになった。多くのアジア法律家との交流を始め、ローエイシアから得たものは測り知れない。残念ながら、ここで名前を挙げた多くの方々が鬼籍に入られてしまった。

私が最初にローエイシア大会に参加した1977年から丁度40年後の2017年に、3度目の東京大会が開催されるのは、誠に感慨深い。若い力を結集した立派な大会になることを心から願っている。

日本代表理事及びExecutive Committeeメンバー 就任にあたり 及び、2015年LAWASIAシドニー大会に参加して



LAWASIA日本代表理事
高谷 知佐子

昨年、日本弁護士連合会のご指名を頂き、LAWASIA日本代表理事に就任させて頂いた。また、2015年シドニー大会において、Executive Committee (“ExCo”)のメンバーにも選出頂いた。日本代表理事のポジションは、2008年から鈴木五十三先生が務めておられたものであり、私のような者が拝命してよいのか迷ったものの、鈴木先生からの温かい励ましのお言葉も頂き、お受けすることとした。まず、この場を借りて、選出への御礼をさせて頂きたい。今後は微力ながら精一杯この役職を務めさせて頂きたいと思っている。

今回の日本代表理事就任にあたり、少し私とローエイシアとの関わりについてもお話しておきたい。私が初めてローエイシアの大会に参加したのは、2006年のホフホトで行われたBusiness Law Conferenceである。ホフホトとは、中国の内モンゴル自治区中部の自治区直轄市であり、内モンゴル自治区政府の所在地である。ここで会議をやると思った時には、いったい、どんな小さな町でやるのだろうかと思ったものだが、実際にホフホトに行ってみると、大きな道路が通った都会であり、「広い草原にゲルが点在」というイメージとは程遠かった（但し、郊外に足を延ばせば、草原が広がっているとの

ことである。私は残念ながらこの時は時間がなく、草原を見損ねてしまった。)。この会議ではスピーカーを務めることになったのだが、国際会議でのスピーカーは自分の業務分野である労働法関連では経験があるものの、セッションのテーマはコーポレートガバナンスであって、あまり得意な分野ではなかったため、事前の準備が大変であった覚えがある。ただ、ホフホト会議は中国律師協会のアレンジもすばらしく、また北京や上海といった大都市での大会とは違った素朴な雰囲気、めずらしい料理などが大変興味深く楽しかった。以降、基本的には毎大会に参加し、また、ほとんどの大会でスピーカーを務めてきた。最近では模擬仲裁の仲裁人も務めている。模擬仲裁は各国のロースクールの生徒が参加し、そのプレゼンテーション能力を競うものである。日本からは神戸大学ロースクールから継続的な参加があったが、昨年のシドニー大会では京都大学ロースクールの生徒も参加している。ロースクールの生徒たちが仲裁人からの意地の悪い質問に四苦八苦しながら答えている姿はとても微笑ましく、また堂々と回答する姿には大変頼もしさを感じる。また、見ているとロースクール生同士の交流も生まれるようで、参加した生徒たちにとっては得難い機会となったはず

である。今後は日本の他のロースクールにもぜひ参加してもらいたい。

LAWASIAの他にも、弁護士が多数参加する国際会議はIBA、IPBA等あるが、LAWASIAの魅力は何といってもその参加者の意識の高さとプログラムの魅力であると思う。他の会議では、しばしば「登録すれども参加せず」とばかりに、現地には行ってもセッションなどには参加せず、もっぱらネットワーキングや観光にいそしむ弁護士も少なくない。もちろん、ネットワーキングも重要な活動ではあるが、それが主となるのは本末転倒のように思う。LAWASIAではその点、参加者のセッション出席率は高いと感じているし、セッションにおけるスピーカーと聴衆との間のディスカッションも活発であると思う。また、プログラムもアカデミックなものから実務面まで、またビジネス法、家族法、公法、国際法と幅広いトピックをカバーしている。家族法の札幌大会の成功は記憶に新しいが（実際、今年のシドニー大会では、札幌大会に参加した弁護士の多くから、非常に素晴らしい大会であったと称賛を受けた）、こうした法分野における活動が充実していることも特徴の1つであると思う。

また、LAWASIAの参加人数は、必ずしも少ないわけではないが、他のマンモス大会（IBAなどは数千人という参加者となる）に比べ、顔が見える範囲の規模であり、それがアットホームな温かい雰囲気醸成している。一度参加した参加者がリピーターになる率も高いのではないだろうか。

私自身、LAWASIAにはいわば「ハマった」形で2006年から関わり続けてきたが、この度、日本代表理事とExCoメンバーという重大な役割を承ったので、今後はより多くの方々に、LAWASIAの魅力を知ってもらい、積極的に参加して頂きたいと思っている。特に2017年には東京において年次大会が予定されている。前回の東京大会が2003年であるので、実に14年ぶりの大会開催となる。2003年から東京は

大きく変わり、日本の法曹界も大きく変わった。この新しい東京の魅力をぜひ多くの参加者に体感して頂きたいと思っている。皆様にもぜひ積極的なご参加と、できましたら「多大な」ご協力をお願いしたい。

最後に少し、今年のシドニー大会のお話もさせて頂きたい。今年のシドニー大会には、日本からは20人を超える参加者があった。シドニー大会の特徴ではないかと思った点としては、若手の弁護士達の参加が多数あったところである。今回の大会では、参加者間の親睦を深めるため、原田明夫先生の音頭で2日目の夕食に参加者有志でベイエリアのレストランに行った。総勢18人はいたであろうか、山盛りのオージービーフ、シーフードの盛り合わせ、沢山のビール・ワインでそれこそ大盛り上がりとなり、とても楽しい一時となった。会議に参加しても、なかなか日本人同士で話をする時間や機会もない（あるいは、せっかく会議に参加した以上は、できる限り他の国から来た参加者と交流したい、ということもあると思う）のが通常だが、この日の夕食を通じて、参加者それぞれの思いも交換することができ、より今後の参加インセンティブが高まったと思う。

また、シドニー大会では、2016年に大会を開催するスリランカのプロモーション活動が目をつけた。スリランカを紹介するパンフレットはもちろん、スリランカの特産品も多数持ち込んで展示し、またブースに立ち寄った人にはもれなくお土産（スリランカ大会のロゴマークをつけたTシャツと特産のお茶の詰め合わせ）を渡してアピールしていた。大会最後の閉会式でも、魅力的なプレゼン映像を放映し、スリランカ大会への参加を求めている。今年のスリランカ大会では、我々も2017年東京大会のためのプロモーションを行う必要があるが、スリランカの熱意を見習わなければならないと強く感じた。

今年のスリランカ大会は8月といつもの年よりも少し早い日程で予定されている。日本から多くの参加者を期待している。

ローエシアにDAINI BARが団体加盟



第二東京弁護士会 会長
三宅 弘

2015年11月6日、オーストラリアのシドニーで開催されたLAWASIA Annual (ローエシア) Council Meetingにおいて、第二東京弁護士会は、理事者の承認を得て、当会として、ローエシアに団体加盟することとなった。

ローエシアの2015年の会長は第二東京弁護士会の会員である鈴木五十三氏であり、同年4月に、私が第二東京弁護士会の会長になった際に、鈴木弁護士から、ローエシアに団体加盟することを勧められた。調度、同年6月30日にまとめられた法曹養成制度改革推進会議決定において、弁護士の職域拡大について、弁護士の海外展開がテーマとされていたように、弁護士の国際化が喫緊の課題であったことから、当会の国際委員会に諮ったところ、積極的な意見を得たので、日弁連の他では日本で初めて当会が、団体として加盟した。ただし、国を代表する立場にはないことから、賛助会員にとどまる。

理事会の冒頭、第二東京弁護士会は、海外では第二バー (DAINI BAR) と呼ばれていることから、そのように呼んでいただきたいことをお願いした。次いで、第二東京弁護士会について、紹介した。当会は、1926年に設立され、今年で創立90年を迎えること。会員数も5000名を超えており、日本の弁護士総数の約7分の1が所属する日本で2番目に大きな弁護士会であること。女性会員も1000名を超えていること。また、当会は「魁 (さきがけ) の二弁」といわれているとおり、自由闊達な気風を誇りとし、社会の新しい動きを積極的に取り入れ、多くの分野で意欲的に活動し、活力ある日本社会の実現に貢献したいと考えていること。例えば、司法制度改革を

実践するため日本で初めての社会人を対象とした大宮法科大学院の設立支援。2015年4月より女性会員を副会長として優先的に採用するクォータ制を日本で初めて採用。全国の弁護士会に魁けて市民事件を取り扱う仲裁センターを設置。「弁護士アポ」と呼ばれる専門分野を有する弁護士による法律相談の実施など。

最後に、2017年にLAWASIA年次大会が日本で開催されることとなるならば、当会もホスト国の一翼を担い、年次大会の大成功に尽力することを力説した。

理事会での団体加盟の承認を受けて、その後は、各加盟団体からの近況報告を受け、さらに「安全への脅威への立法的対応に関する決議」、「弁護士と依頼者の通信秘密保護特権の侵害に関する決議」の検討などに立ち会った。二弁としては、賛助団体に過ぎないものの、今後は、日弁連とともに、議論に参加していくことが求められている。

当会は、この度のローエシアへの加盟を機に、さらにアジア・太平洋地域の法曹界の発展に貢献していきたいと思う。特に、ローエシアの年次大会は、IBAの大会とは異なり、アジア諸国の知り合いの弁護士が定期的に集うものであって、各セッションの報告者に日本の弁護士も多く名を連ねている。このような場を手掛かりとして、国や地域を超えて、日本の弁護士の活動領域が広がり、アジアの経済と文化の一体化のうえに、将来は、ヨーロッパのような人権条約や人権裁判所もできることを夢見ながら、「魁の二弁」としてもその役割を果たしていきたいと思う。

2003年大会から2017年大会へ



国際民商事法センター評議員
森 嵩 昭 夫

21世紀を迎えたとき、私たちは誰しもこの世紀はアジアの世紀だと信じていた。アジアの国々の急速な経済成長と世界市場への参入は、その期待を裏付けるものであった。社会主義国あるいは社会主義であった国は市場経済へ移行するための法制度の整備を進め、わが国もアジアの国々の法整備を支援していた。

2003年大会は、このようなアジアを背景に、アジアの国々の法の支配と民主主義の普及を目指して開催された。欧米諸国における市場経済取引法のルールがアジアの国に共有されることによって、それぞれの国に法の支配が根付いていくという観点から、ローエイシア大会の議題のテーマは、市場経済法の成功例から選ばれたように思う。アジアの法と制度は欧米と同様の発展パターンをとるといふ、ある意味では、楽天的な展望を持っていたのである。

21世紀に入ると、世界はむしろ不安定な状況のもとに揺れ動いている。中東におけるシリア内戦とIS、ロシアにおけるベラルーシ、ウクライナ問題、EUにおけるギリシャ経済破綻、シリア難民問題、テロなど、法の支配、あるいはルールによって問題解決を図るのとは程遠い事態が続出している。人権侵害も日常茶飯事である。アジアにおいても、経済成長は、必ずしも、人びとに民主主義をもたらし、法の支配を保証していない。21世紀に入って世界の政治経済で米国に次ぐ影響力を持つようになった中国における法治主義は、明らかに欧米やわが国の法治主

義と異なっている。権力者の定めるルールが支配し、少数民族を含む、少数者の人権は保証されていない。対外的にも、中国は、南シナ海の資源開発をめぐる近隣諸国と対峙し、わが国との間では尖閣諸島について領有権を主張し対立している。

他方で、巨大なアジア市場におけるイニシアティブを確保するために、米国が提唱するTPPや、アセアン10ヶ国が提唱しそれらの国とFTAを締結する日中韓など6ヶ国が参加する東アジア地域包括的経済連携などの広域経済圏が構想されている。これらの経済連携の交渉に当たっては、投資の自由化、知的財産権の保護、紛争解決など、地域経済圏における法の統合ないし調整が図られている。しかし、これまでの例では、経済力政治力に優越する国に有利なルールが統一ルールとして採択されることが少なくない。

2017年ローエイシア大会は、2003年の大会の時とは異なるアジアを背景に開催されることになる。大会で取り上げるテーマの一部には、現在アジアの国で現実に個人や企業の自由な活動を妨げている法的制度、例えば、土地所有制度、男女差別など、を取り上げて、率直に意見や自国の経験を交換し、どうすればより自由で平等な社会を実現できるのかを議論できればよいと思う。大会で欧米の知識を学ぶだけでは、アジアの社会を変えることはできないからである。

シドニー大会で国際的事業再生について お話できたこと



弁護士・博士(法学)・野村証券株顧問
高木 新二郎

1980年代にLAWSASIAの会員になったが、年次大会に参加したのは昨年シドニー大会が初である。入会数年後にA会員とB会員とに分けられたが、何気なく会費の安いB会員を選択したところ、年次会議の情報が乏しくなり参加の機会を逸した。友好協会の会誌の記事には得意分野ではない家族法に関するものが多かったもので、ビジネス法部会の存在は知っていたものの猶更、足が遠くなった。もっとも90年代の初めに中国の企業破産法改正に関わる機会があり北京を訪問していたところ、同日LAWASIA北京大会が開かれていたので、三ヶ月教授のお許しを得て伊藤眞教授を連れ出し全人代破産法立法小組の会議に参加して頂いたことがあった。当時の江沢民主席がLAWASIA大会で戦時中の日本軍による蛮行を強く弾劾する演説をしたことを記憶しており、オーストラリアの裁判官と共に人民大会堂を訪問したことも覚えているので、北京大会には参加したのかも知れない。

INSOL, International Insolvency Institute (III), IBA, IPBA, Forum on Asian Insolvency Reform, World Bank, UNCITRAL, IMFなどの会合には、88年の裁判官任官前の弁護士の頃から裁判官時代を通じ、また2000年退官後も出席し、特に倒産再生分野での活動には積極的に参加してきた。INSOL JapanであるJapanese Federation of Insolvency Professionalを創設して初代会長になり、世界の一流の倒産再生専門家集団であるIIIの創立にはfounderの一人として参加して以来、Board of Governorsの一員となっており、今年の6月6・7日には東京年次総会が開かれるのでHost CommitteeのSupervisorとなっている(Committee Chairsは、坂井秀行・相澤光江の両弁護士、事務局長は阿部信一郎弁護士)。また中国

と韓国の指導者に呼び掛けて、東アジア倒産再生協会を創立して初代会長となったが、毎年、日中韓3国持ち回りで年次総会を開いており、今年は上海で第8回の年次総会が開かれる予定である(日本支部長は上田晴康弁護士、事務局長は福岡真之介弁護士)。

長年にわたり企業倒産再生案件の実務と研究に従事してきたが、cross border案件が増えつつあり、その統一処理が必要となっているが、世界統一倒産法の立法は無理であるとしても、国際的なOut of Court Workout(私的整理)のルールを作ることを提案していたところ(INSOL 8原則は各国での採用を勧告する国内モデル・ルールで国際的処理のルールではない)、既に2005年にアジア開発銀行による研究成果を活かしてAsian Bankers Association (ABA) Informal Workout GuidelinesとModel Agreement (ABA GL & MA)が制定されていたことを知った。改訂提案をしたところ、07年のウランバトル総会で採択され、ABAからその普及のためのSpecial Advisorの委嘱を受けたので、それ以来、東南アジア諸国を頻りに歴訪し、諸国の銀行員、弁護士その他の実務家と会合を重ねて普及に努めている。

そこで鈴木会長にお願いして、LAWASIAでお話する機会を作って下さるようお願いしたところ、昨年11月のシドニー大会のInternational Commerce Session (Cross-border issues)でのpresentationの機会を頂き、Informal Out Of Court Workout For Business Reorganization At Earlier Stage In Cross Border Settingと題してお話することができた。大切な時間を割いて下さり感謝感激である。

大会に先立ちメルボルン大学日本法研究所と同地の大法律事務所でのmeetingの機会にも恵まれた。

ローエシアに求められているものは



日本ローエシア友好協会常任理事
ローエシアビジネス法部元部会長
鈴木正貢

2017年東京に於いて第3回目のローエシア年次大会が開催されるに際し、現在ローエシアに求められているものは何かを改めて考えて見たい。

私は2010年12月に発行されたローエシアニューズレター (No.23) に「ローエシアの特徴を生かした活動を」と題してローエシアが主催する年次大会や各種コンファレンス、シンポジウムにおいては、ローエシアらしい特徴を生かしたテーマの設定やスピーカー、パネリストを選んでほしい旨希望を述べた。ローエシアらしい特徴を生かした活動とは端的に言ってアジア諸国の多様性を強く認識することであり、アジアの現状を把握したうえで段階的に寛容の精神で具体的対応策を提案することではないだろうかと述べた。その考えは現在も変わってはいない。

私が強調したかった点は、アジア諸国がこれまで歩んで来た経緯と現状を良く知るべきであると言うことであり決して現状に変更を加えず現体制を維持すべきであると主張したわけではない。アジア太平洋諸国に於ける「法の支配」と言うテーマを論ずる場合も欧米諸国に於ける一元的な「法の支配」の普遍化策を議論するのではなく、各国や部族の現在の立ち位置を踏まえた上での「法の支配」の実現に向けての実行策を論ずるべきである。

ここで昨年11月8日の総選挙で平和的に軍事政権からの政権移譲が可能になったミャンマーのケースを概観してみる。私がミャンマーに関心を持つ様になったのはミャンマーに対する法整備支援活動の一環として2004年12月ミャンマーのヤンゴン市において開催された JICA とヤンゴン大学共催の「法及び開発セミナー」に参加したことに始まる。私は「Recent Developments in Intellectual Property Law in Japan」と題して日本の知的財産法の改正についてスピーチを行った。そこで強調した点は、明治元年 (1868年) からまもなくして外国への開国政策の一つとして採り入れた専売特許法が日本の産業近

代化の中で如何に扱われたか、真に日本の特許法は日本の科学、技術の発展に寄与したのか、科学、技術の発展には国民一人一人の努力のみならず教育や技術の振興に莫大な資金が必要であるが日本はどの様にしてこれらの困難を克服してきたか等々歴史的経過を述べ、更にIMF 8 条国という日本が国際社会への仲間入りしたのを契機に、特許権を有する外国企業から実施権の許諾を得る為にその外国特許を日本の特許法でも保護する様日本の特許法を改正したり、その他の理由で1962年から2004年までの間、25回の法改正が為されたこと等を説明した。

さてミャンマーのケースを採りあげた訳は、ミャンマーの置かれた現状を踏まえて対立当事者双方が寛容の精神で話し合いを行い着実に成果をあげており、このケースが他のアジア諸国が進むべき道を示唆していると思えてならなかったからである。

今回総選挙で大勝した国民民主連盟 (NLD) の党首であるアウン・サン・スー・チー氏は、敵対してきた旧軍事政権や国軍と和解を進めている。具体的には国軍の政治関与を保証する現行憲法を直ちに否定するのではなく将来の改正を待つ。

2011年の民政移管後も民主化運動を弾圧し、スー・チー氏を自宅軟禁状態に置いたこと等軍政時代の人権侵害に対して訴追は行わない。更には、国軍や政権与党、連邦団結発展党 (USDP) とも連携する等現実路線をとる。

以上のスー・チー氏側に対し、旧軍事政権のトップであったタン・シュエ元上級大将はスー・チー氏を未来の指導者と呼び会談に応じている。連邦団結発展党の党首であるテインセイン大統領も1990年の様な総選挙の結果を無視することはなかった。その他大統領はインフラの整備や外資導入等、新政権樹立後にも役立つ政策を積極的に進めている。

このミャンマーのケースを他のアジア諸国の「法の支配」推進活動に結びつけて行く役割をローエシアに期待したいものである。

シドニー大会に参加して



第二東京弁護士会 — 木 剛太郎

国際会議に参加する時は、開催地周辺を旅することを楽しみにしている。今回は、シドニーに入る前に、パース、メルボルンを訪れた。パースはオーストラリアの最西端にあり、「世界一美しい都市」といわれ、落ち着いた住みやすそうな都市だった。付近のフリーマントルという街には1850年代に流刑のために建てられた刑務所が威容を誇り、今は世界遺産に認定され観光名所になっている。メルボルンは、南半球で最もヨーロッパ的都市と言われるだけあって、ヨーロッパの雰囲気を色濃く保っている。滞在中、メルボルンカップ（競馬）が開催されており、初めて女性騎手が騎乗した馬が優勝した。世界中で競馬開催日が祝日とされるのはここだけとかで、街は着飾った紳士・淑女で溢れていた。

さて、本論であるが、シドニー大会は、日本でも話題となっているテーマが多数取り上げられ、多彩で、内容的にも濃いものだった。テロリズム、司法改革、弁護士業務の国際化、ビジネスと人権、宗教と法律、ISDS、法律事務所経営問題、LGBT等いずれも興味深く聞くことが出来た。

LAW ASIAの特徴は、開業弁護士に限らず、裁判官や法務行政に携わる人達の参加が多く、国際的リーガルサービスのみならず、人権問題や司法関係のテーマが多く取り上げられることである。シニアな弁護士や裁判官・元裁判官などが多数参加し、活

発に議論をリードしている。

些か残念なことは参加者がやや減少気味なことである。参加者名簿によると、今回の参加者総数は約300名である。地元オーストラリアから約100名、次回開催予定のスリランカからの参加者が約50名を占める一方、少数にとどまる国もある。日本からは40名近い参加者があり、その中には日弁連や第二東京弁護士会からの資金援助を得た、必ずしも渉外案件を中心にしていない若手も多く、弁護士会の国際化支援が効果を上げていることを実感した。私のようなロートルにとっては、海外で日本の若い弁護士と懇談するのも楽しいものである。

2年後に東京大会が開催される。日弁連を中心にホスト・コミティが構成されるようであるが、若手の力を結集し大会を成功に導いて欲しいものである。その際、東京や関東近辺に限らず、全国津々浦々の地方弁護士会に若手弁護士の派遣を要請することや、ビジネスばかりではなく国際人権、環境問題、CSRへの関心をより強めつつある東京の大・中事務所に参加を呼びかけること、さらに、海外からの参加促進のための海外プロモーションの強化等に取り組まれんことを、勝手ながら切望する次第である。

最後になるが、2年間会長を務め大きな成果を挙げられた鈴木五十三先生に心より感謝申し上げる次第である。

第28回LAWASIA年次大会(シドニー大会)に参加して



弁 護 士
森 倫 洋

2015年11月6日から9日にかけてオーストラリアのシドニーで開催された第28回LAWASIA年次大会に参加させて頂いた。

LAWASIAの年次大会への参加は昨年バンコク大会に続いて2回目となる。バンコク大会では、ADR (Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争解決手続) セッションのスピーカーを務めさせて頂いたが、今回はEmployment law (労働法) セッションのスピーカーをさせて頂いた。

大会2日目の朝にシドニーに到着し、そのまま午前のセッションに参加した。Cross-border issues in international commerceのコマは、興味深く有意義であった。ランチでは、昨年の大会で顔見知りになったインドネシア人弁護士やスリランカ人弁護士、韓国人弁護士らと語り、再会を喜び合った。午後は税法や上記インドネシア人弁護士がスピーカーとなったThe internationalisation of legal practiceのコマ等に参加した。Meet the authorというコマでは、テレビのコメンテーターを務めるオーストラリア人弁護士がインタビュアーからの質問に軽妙なやりとりで答えていたのがとても印象的であった。夜は、日本人の参加者の方々と海辺のレストランに食事に出かけたが、ちょうど店から出てきたタイミングで花火が始まり、暫しの観光を楽しむことができた。

大会3日目は、全体セッションの後、Dispute Resolutionのコマに参加した。テーマはTPPでも話題になっているISDS (Investor-State Dispute Settlement) 条項 (国家間の投資協定において投資家と投資受入国との間の紛争解決手続を定める規定) についてであり、鈴木五十三先生がチェアー

をされ、早川吉尚先生がスピーカーとして参加された。早川先生のスピーチは、ISDSにおける仲裁人の選定が判断結果に影響するの点につき、ICSID (International Centre for Settlement of Investment Disputes) 仲裁やUNCITRAL (United Nations Commission on International Trade Law) の仲裁規則による仲裁手続等を含む503の実例ケースに基づく分析を解説されたもので、非常に興味深いものであった。ランチの後は、小川晶露先生及び高橋淳先生がスピーカーをされた知的財産権や高谷千佐子がスピーカーをされたPersonal data and privacy issues in cross-border M & A transactionsに参加した。夜はカンファレンスディナーに参加し、同期である高谷先生や上記のインドネシア弁護士らとかなりの量の酒杯を交わした。

大会4日目の全体セッションの後、私自身がスピーカーとなっていたEmployment Lawのセッションに参加した。特に共通のテーマはなかったので、ニュージーランド人弁護士のチェアーのもと、インドネシア人弁護士のスピーチは自国の解雇法制について、オーストラリアのスピーカーは労災保険や個人情報扱いに関して話をし、私自身は労働者派遣法改正など最近の日本における労働法制の改正の概要に関して簡単な説明を行った。

クロージングセレモニーでは、鈴木五十三先生の会長職の任期満了に伴う会長の交代式もあり、鈴木先生の関係者への感謝のお言葉がとても感動的で印象に残るものであった。

来年には東京大会を迎える中で、2年続けて大会に参加させて頂いたことはとても有意義に感じた。

地方からもローエイシアに参加しよう！



日本弁護士連合会国際室副室長
相馬 卓

村越進会長をはじめとする日弁連代表派遣団に随行し、第28回ローエイシア・シドニー年次大会に出席した。会場には30人を超える日本からの参加者の姿が見られた。日弁連では、登録10年未満の会員を対象に国際会議参加費用の一部を補助する制度を実施しており、今回のシドニー大会には4名の会員がこの制度を利用して参加した。

派遣団の随員として、ローエイシア理事会への出席、日弁連・在シドニー総領事館共催レセプションへの出席(こちらも約60名の出席を得て盛況だった)の他は、年次大会セッションプログラムをいくつか聴講した。大会参加登録者は全体で約300名とのこと、アジア大洋州各国を中心に、アメリカ、イギリス、ドイツ、イスラエル、カザフスタン等々、参加者の顔ぶれは多様だ。

プログラムのひとつ、学生の模擬仲裁コンペティション決勝を覗いて見た。インドとマレーシアのそれぞれ大学院生から成る2チームが決勝に進出していた。それぞれの立場の主張の要点を、落ち着いて堂々と弁じるその姿の頼もしさは、アジアの法曹コミュニティの明るい未来を予感させてくれる。模擬仲裁には、日本からは神戸大学と京都大学の2チームが出場した。惜しくも決勝進出は叶わなかったが、英語での模擬仲裁という難題に果敢に取り組んで出場に至った努力を讃えたい。中には、仲裁課題の準備をする傍ら、アルバイトでシドニーまでの渡航費用を貯めたという学生もいた。苦勞した分、今

回の体験から得られたものは大きかったことと思う。

ところで、普段は地方都市で一人事務所を営む小職にとって、ローエイシア年次大会のように、国や世代を超えた法律家のコミュニティーに参加する機会は、非常に貴重である。法律・制度は違っても抱える問題の根本が共通であることや、逆に、普段は常識と信じて疑わない国内実務も外から見れば常識ではないという盲点に気づかされることもある。何しろ、300名もの仲間が普段の仕事の手を一旦止めてネットワーク作りに集まっている。これに積極的に飛び込んで行く意義は大きいと思う。

国境を越えた人・モノ・カネ・情報の移動の自由化・容易化がますます進む中、日本の弁護士に求められている法律サービスは、もはや都会も地方も本質的な違いは無い。地方の弁護士にも、日常当然のごとくに国際的な家族法・相続法に関わる業務や、中小企業の海外事業活動に関する業務が求められている。そのようなニーズに対する我々側の認識度を高め、対応力を強化する点においても、国境を越えた法律家コミュニティーへの参加がもたらす効果は大きいと思う。

ローエイシア創立50周年を迎える2016年年次大会は、8月にスリランカのコロンボで開催され、2017年年次大会は東京で開催される。地方で弁護士業務を営む方で、拙稿を読んでこれらの大会に参加して見ようかと考えて下さる方が一人でも多くおられたら幸いである。

2017年東京大会に向けて



弁護士

島村 洋介

私は日弁連国際室の嘱託弁護士（ローエイシア担当）として、今回初めてローエイシア年次大会に参加した。大会開会式に先立つ理事会において東京で2017年大会が開催されることが正式に決定し、今後東京大会の準備も進められていくことから、以下、東京大会に向けてシドニー大会で感じたことをいくつか述べてみたい。

まず、全体セッションでは「テロリズムに対する法的対応」という極めて時事的なテーマや、ユダヤ教のイスラエルとイスラム教のマレーシアにおける宗教と法制度の関係を取り上げた「宗教と法」、さらには「アジア太平洋地域におけるLGBT法制改革の支援」といった先進的テーマが取り上げられていた。これらの興味深いテーマは参加者に法と社会に関するより広い視野を提供するものであり、東京大会では、実務法曹のみならず、研究者、NPO関係者等にも幅広く参加や登壇を呼びかけたい。個人的には、「テロリズムに対する法的対応」で述べられた「テロとの戦い」の名のもとに政府によりデュープロセスが侵害される危険性があることを常に認識すべき」との指摘に、弁護士の人権擁護の使命の重さを改めて感じさせられた。

次に、分科セッションでは、渉外ビジネス、家事、労働、人権と多岐にわたる分野がカバーされ、参加者のニーズに幅広く対応していた。私もいくつかのセッションに参加したが、例えば、家族法セッションで香港のスピーカーから発表された、財務アドバイザーや児童心理専門家と弁護士が協働して離婚等の家族間紛争を解決するCollaborative Law(協働法)

による取り組みなど、どのセッションでも新しい発見や気づきがあり、日本国内で弁護士業務をおこないつつも世界の動きに対して常にアンテナを伸ばしておく必要性を認識させられた。若手弁護士には(可能であれば司法修習生にも)東京大会に参加して是非世界の動きを身近に感じてもらいたい。また、日本からは8名の先生方がスピーカーとして登壇されたが、東京大会ではより多くの日本人が登壇し大会を盛り上げていけるようにしたい。

最後に、模擬仲裁の決勝戦では、将来法曹を目指すアジア・太平洋地域各国の学生たちが議論を戦わせ切磋琢磨し合う姿を見ることができた。日本からは神戸大学チームと京都大学チームの2チームが参加しており、京都大学チームは大会閉会式において表彰されていた。模擬仲裁は将来のアジア・太平洋地域のリーガルコミュニティーを担うべき学生が知り合い、ネットワークを形成する貴重な機会であることから、東京大会でも是非多くの学生たちが模擬仲裁に参加してくれることを望む。

東京でローエイシア大会が開催されるのは2003年以来14年ぶりである。今後東京大会に向けて、すべての関係者・関係団体が一丸となりAll Japan体制が構築されていくことになるが、私も国際室の担当として微力ながら東京大会の成功のために力を尽くしていく所存である。

なお、末筆ながら、シドニー大会で任期を全うされた鈴木五十三ローエイシア前会長に対し心からの敬意と感謝の意を捧げたい。

国際大会初心者が感じたこと



第二東京弁護士会
森田裕子

私は、昨年夏より第二東京弁護士会の業務支援室嘱託業務に就いており、その縁でシドニー大会に参加することができた。昨年弁護士登録したばかりの自分にとって、国際大会に参加するのは初めてのことであった。私は、大会初日から最終日まで、セッションはもちろんだが、レセプション等の交流の機会にも多く顔を出した。そこで、交流の場面を中心に、初心者が感じたシドニー大会の印象を述べたいと思う。

(1) 出発前の不安軽減法

張り切って参加申込みをしたものの、出発前は「何をすればいいのか?」「大会についていけるのか?」等、不安と緊張が大きかった。そんな中、出発前に行われた日弁連壮行会で鈴木五十三先生を始めとする経験豊富な先輩方にお目にかかれたことは、とても勇気づけられる出来事だった。

(2) 実は重要な「お茶の時間」

ベテランの先生方には当たり前である国際大会の流れも、初心者には想像がつかないことが多い。たとえば、出発前にプログラム上で“Networking tea”という時間があるのを見て、「近隣のカフェで適当にお茶をして休憩する時間」かと、半ば本気で考えていた。実際に経験してはじめて、コーヒープレイクが重要な交流の機会であることを知った。

(3) 国際交流疲れになる前に

大会を通じて、東南アジアを中心とする多くの法律家と交流することができたが、自分の専門性すら

確立していない初心者が、初対面の他国の弁護士と交流するのはそれなりに気疲れをする。2日目くらいまでは、新鮮な気持ちと好奇心で交流しようと思うが、3日目の午後あたりから積極的に動く気力が失せてくる。これは自分が不慣れなせいかと思ったが、最後のディナーや最終日のランチでは、多くの人が気心の知れた自国の仲間どうして集う様子を目にした。自分や周囲が国際交流疲れになる前に、すみやかに動き回ることが重要だと感じた。

(4) 開催国のおもてなしとは

冒頭で述べた通り、私は初日から最終日まで通して参加をした。開会式では最高裁長官が挨拶をくださったり、レセプション会場にはコアラやウォンバットが来場するなど、細やかなおもてなしを目にすることもできた。しかし、たまたま自分が遭遇する機会がなかったかもしれないが、大会を通じて開催国オーストラリアからの参加者に遭遇する機会がほとんどなかった。

企画やイベントも重要だが、開催国から多くの法律家が参加して他国からの参加者と交流することが、開催国としての最大のおもてなしではないかと思った。自国の参加者が少なければ、準備のための労力やコストをかけて国際大会を開催する意義も半減してしまうのではないかと感じた。

機会があれば2016年のスリランカ大会にも参加し、さらなる経験を積み、東京大会の成功に少しでも貢献できるようにしたいと考える。

初めてのローエイシア大会



弁護士

今里 恵子

当職は、2015年11月、初めてローエイシア大会に参加させていただいた。個人的に「国際会議で発表をすること」に関心をもっていたところ、当職がメンバーである日弁連のハーグ条約ワーキンググループの事務局から、ローエイシア・シドニー大会参加の案内メールが飛び込んできたため、締切り間際に反射的に「参加したい」とのお返事のメールを出してしまった。

日弁連からご推薦をいただき、統一テーマである「国境を越えた家族紛争と国際的ADR」に沿って「ハーグ条約施行1年目の実績と日本のADRの現状」を個人的なテーマとしたが、いざ、準備をしようとすると、実務面での疑問が多々わいてきて、「ベテランの専門家の先生方を差し置いてなんとずうずうしい申し出をしてしまったのか」とひたすら後悔した。「走り出してから考える」というおっちょこちょいな性格の発露である。少しでも実務上の疑問を解消するため、9月には、外務省主催の日豪実務家によるハーグ案件二国間共同調停のための研修会に参加するなどして準備をした。

ローエイシア大会3日目の家族法の部において、シンガポールのYap弁護士が司会者となり、当職、オーストラリアのHanna弁護士、香港のChan弁護

士、米国のMcDermott教授の順番に発表を行った。当初の予定よりも5分短い15分で発表をすることになり、発表自体はあっという間に終わり、中央当局を上げての日本の真剣な取組実績は説明したものの、ADRについては、伝えたいことの半分も伝えられず、英語力・構成力不足を反省している。Chan弁護士の発表は、TEDのプレゼンテーションさながら、原稿もパワーポイントも全く見ずに、聴衆の前でジェスチャーを交えたスタイルで、Collaborative Law（「共同紛争解決」とでも訳するのが適切であろうか？）の重要性を訴えかけるもので、なかなか説得力があると感心した。

シドニー大会の後、メルボルンに立ち寄って、日豪研修で知り合った弁護士の案内により裁判所で離婚事件を傍聴し、リーガルエイド（法律扶助に相当する組織）で行われた子の面会交流事件のミディエーションを見学させていただき、ベテランのミディエーターの進行の技術には学ぶべきことが大変に多いと感じ入った。

初めてローエイシアに参加することによって実り多い勉強の機会をいただき心から感謝している。次回のスリランカ大会が大変楽しみである。

理事会

日本ローエイシア友好協会（会長・原田明夫）の理事会が、去る11月24日午後1時30分より、東京都千代田区霞が関の法曹会館において開催された。（出席理事18名）

同理事会では、下記第1号議案および第2号議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認可決された。

第3号議案以下の議案については、各担当理事より報告ならびに説明がなされた。

- (1) 上期事業実施状況及び収支の件
- (2) 下期事業計画の件
- (3) ローエイシア執行委員会報告の件
- (4) 家族法部会シンポジウム「離婚と子ども養育に関する合意形成支援～関係機関の連携」（平成27年7月11日）開催報告の件
- (5) シンポジウム「ラオスにおける法整備の現状及びアジアにおける経済紛争解決」法総研、国際民商事法センター、JICAおよび当協会主催（平成27年9月4日）開催報告の件
- (6) ローエイシア第28回シドニー大会（平成27年11月6～9日）参加報告及び本部活動への参加協力の件
- (7) ローエイシア東京大会（2017年）開催に向けての取組みの件
- (8) ニュースレター発行の件



（理事会の様相（11月24日、於 法曹会館））

ローエイシア大会

- 第29回ローエイシア創立50周年記念大会
2016年8月12日～15日、於 コロンボ（スリランカ）
lawasia@lawasia.asn.au

会員の状況

（平成27年9月30日現在）

個人 A 会員	125	
個人 B 会員	70	
法人 A 会員	5	
法人 B 会員	14	（計 214）

☆会員の区分について☆

個人 A 会員（当協会及びLAWASIA両方の会員資格）	年会費	15,000円
個人 B 会員（当協会会員資格）	年会費	5,000円
法人 A 会員（法人 B 会員のサービスの他、LAWASIA ビジネス法部会会員）	年会費	45,000円
法人 B 会員（個人 A 会員と同じサービスも受けられる）	年会費	33,000円

※個人会員、法人会員とも、B会員からA会員への変更は、事務局へご連絡下さい。

【日本ローエイシア友好協会役員】

（平成27年11月24日現在）

顧問	安倍嘉人	元東京高等裁判所長官
	小野昌延	弁護士
	千種秀夫	前日本法律家協会会長
	土井輝生	早稲田大学名誉教授
	長島安治	弁護士
	中川英彦	元京都大学法学研究科教授
	三好達男	元最高裁判所長官
	柳村幸重	弁護士
	吉村徳重	九州大学名誉教授
会長	原田明夫	元検事総長・弁護士
副会長	小杉丈夫	弁護士
	石川正	弁護士
	鈴木五十三	弁護士
常任理事	小原正敏	弁護士
	鈴木正貢	弁護士
	熊倉禎男	弁護士
	堀内晴康	弁護士
	堀野春一	事務局長
理事	氏本厚司	最高裁判所事務総局秘書課長
	神山昌通	法務省大臣官房秘書課長
	山下輝年	国連アジア極東犯罪防止研修所長
	相原佳子	弁護士
	市毛由美子	弁護士
	大谷美紀子	弁護士
	川村明	弁護士
	小泉淑子	弁護士
	澤井英久	弁護士
	芝池俊輝	弁護士
	高谷知佐子	弁護士
	田中浩三	弁護士
	畑口紘隆	弁護士
	松崎伊津子	弁護士
	森島昭夫	名古屋大学名誉教授
	吉田和彦	弁護士
	若菜允子	弁護士
	若林昌子	家庭問題情報センター
監事	青山善充	東京大学名誉教授

編集後記

今年も早や立春。ローエイシア東京大会の開催が来年に迫ってまいりました。前回（2003年）の東京大会開催準備を事務的な側面から振り返ってみると、関係各方面の方々には多大のご支援ご協力を頂いたことが走馬灯の如く頭を過ぎります。

さて、今号は、去る11月にシドニー（オーストラリア）で開催された第28回ローエイシア年次大会ご参加のご感想などを中心に綴っていただきました。ローエイシア大会へ初めてご参加の先生の躍動感溢れる文章には、編集者も初めて参加の機会をえた第8回マニラ大会（'83年）の情景が思い出され感銘を受けました。

本年8月にコロンボ（スリランカ）で開催が予定されている第29回ローエイシア創立50周年記念大会（詳細は後日）には、日本から大勢の会員の皆様のご参加が期待される所です。

（事務局長・姫野春一）

日本ローエイシア友好協会

東京都中央区八丁堀3-25-10 ☎104-0032
JR八丁堀ビル3階 一般社団法人 国際商事法研究所内
TEL 03 (3553) 6838 FAX 03 (3555) 1545
E-mail : lawasia@ibltokyo.jp